

事務連絡
令和3年12月28日
令和4年1月14日一部改正

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

国際線航空機内における機内濃厚接触者の情報提供等について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止施策の実施にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

国際線航空機で本邦に到着し、入国時の新型コロナウイルス感染症検査において陽性症例が発生した場合、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（以下「本部」という。）は「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所感染症疫学センター、2021年11月29日）に基づき、航空機内の濃厚接触者調査を実施して、その情報を保健所設置自治体に提供してきました。

令和3年12月29日より、本部における航空機内濃厚接触者調査及び自治体への情報共有における業務を入国者健康確認センター（以下「センター」という。）に移管し、より迅速かつ効率的に自治体との連携を図ることとしましたのでお知らせします。今後、航空機内濃厚接触候補者の情報等は、以下の窓口より情報提供いたします。

記

1. 濃厚接触候補者情報の送付元、及びお問い合わせ窓口

（入国者健康確認センター）※可能な限りメールでのご連絡をお願いします。

TEL : 03-4329-1129 (AM 9:00~PM 6:00)

Email : localgov@hco.mhlw.go.jp

2. 濃厚接触者に対する健康フォローアップ等

(1) 濃厚接触者の確認、連絡及び必要な対応

入国時における検疫での検査や、検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査の結果、入国者等のうち陽性となった者が判明し、その者が航空機搭乗時に感染性を有していた場合、検疫で入国者本人から入手した座席情報を元に、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の趣旨を踏まえ、当該患者と同一の航空機内において、前後2列を含む5列以内の列に搭乗していた者をB.1.1.529系統（オミクロン株）陽性者の機内濃厚接触者として取り扱うこととします。

各保健所におかれては、

- ① センターからの情報を踏まえて、各自治体における濃厚接触者に対する対応の実施（宿泊施設又は自宅等待機の要請及び検査の実施等）をお願いします。
- ② 濃厚接触者に対するその他の健康フォローアップ（健康居所確認アプリ（MySOS）を通じた健康状態確認等。以下同じ。）はセンターで行います。当該者に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の可能性のある症状を認めた場合、センターより管轄保健所に連絡いたします。連絡後は、症状の軽重によらず、検査の実施に向け、とりわけ積極的なご対応をお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染症の検査陽性者に対して必要な対応

センターから新型コロナウイルス感染症の検査陽性者に関する連絡がある場合には、各保健所より当該陽性者に連絡を行い、機内にいた家族や同行者（以下「機内家族等」という。）のヒアリングを行い（把握した時点で「濃厚接触者」となります。）、機内家族等の「入国日、パスポート番号、生年月日」を以下のアドレスまでメールでお知らせください。個人情報保護のため、これらの情報をワード等によりパスワードをかけたファイルでメール本文に添付の上お送りください。開封のためのパスワードは必ず別送してください。

<1月17日17時までの間のセンター報告先>

連絡先：localgov@hco.mhlw.go.jp

ただし、センターへの報告は、1月17日の17時以降は、以下のWEBフォームを使用することが可能となります。以後は、こちらのサイトから登録をお願いいたします。また、機内家族等にもWEBフォームに「入国日、パスポート番号、生年月日」の登録をお願いしていますので、ご承知おきください。

<1月17日17時以降のセンター報告先>

(3) 機内濃厚接触者が検査により新型コロナウイルス感染症陽性が判明した者についてのセンターへの連絡

センターから情報提供のあった機内濃厚接触者について、検査の結果、陽性であった場合はセンターまで「入国日、パスポート番号、生年月日」をお知らせください。連絡方法は(2)と同様です。この場合には、連絡後から、健康観察の実施主体は自治体のみとなり、センターによるフォローアップは終了します。

(4) 健康観察の情報共有等について

航空機内における B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の機内濃厚接触者に係る健康観察結果については、毎日 14 時までに HER-SYS により報告を求めているところです。本事務連絡により濃厚接触者の健康フォローアップ等の運用を変更することに伴い、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察の情報共有等について（留意点）」（令和3年12月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察の情報共有等について（その2）」（令和3年12月3日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察の情報共有等について」（令和3年12月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- については、本事務連絡を以て廃止とします。

3. 入国者及び機内濃厚接触者の待機期間等に関すること

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日（令和4年1月14日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び水際対策強化に係る新たな措置（25）（令和4年1月14日）に基づき、オミクロン株が支配的になっている国・地域からの帰国者・入国者については、自宅等への待機期間は、14日間から10日間に変更となりました。これに伴い、B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の機内濃厚接触者についても自宅等待機期間は10日となります。本措置の適用は、令和4年1月15日午前0時（日本時間）から行うものとしており、既に入国済みの者に対しても同時刻から適用します。

水際対策強化に係る新たな措置（25）（令和4年1月14日）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/omicron_tf/dai22/gjijisidai.pdf

については、現在都道府県の確保する宿泊療養施設に入っている B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の機内濃厚接触者は、本措置の適用日において入国日からの待機期間が 10 日間を経過している場合は、同日以降宿泊療養施設を退所可能となり、その際には公共交通機関を使用して自宅等に移動することが可能ですので、ご留意の上適切に対応をお願いします。

4. IHR 通報に関すること

機内濃厚接触者が健康観察期間中に出国する場合、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）に基づき、渡航先国に情報提供を行います。以下の項目を聴取し、厚生労働省 IHR 国家連絡窓口までご連絡ください。

（聴取事項）

- 人定情報（氏名、生年月日、旅券番号、国籍）
- 渡航情報（渡航日時、渡航便名、到着地、乗り継ぎ情報）

（IHR 国家連絡窓口）

Email： ihr-ops@mhlw. go. jp

以上、健康フォローアップ等及び健康観察の実施に当たって、ご留意いただきますようお願いいたします。

以上

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 国際班、保健班